

法定外公共物（普通河川）における開発協議
及び自費工事等の許可基準の運用方針

令和4年4月
安八町役場建設課

第1章 総則

1-1 はじめに

この許可基準の運用方針は、都市計画法第32条に基づく開発行為の同意、協議及び法定外公共物（普通河川。以下「水路」という。）を占有、使用または形状変更する場合において、工作物等の新築または改築工事（以下、「自費工事」という。）について、標準的な技術基準を定めるものである。

なお、この運用方針はすべての自費工事に対応した基準を網羅しているわけではないため、必要に応じて個別に検討・協議を行うものとする。

1-2 適用法令等

都市計画法、安八町法定外公共物管理条例（以下、「条例」という。）、その他関係法令に準拠すること。

1-3 目的

この手引きは、条例第3条（行為の禁止）に基づき、自費工事による水路の損傷・損壊、排水能力低下を防止するとともに、将来的な水路の設置及び保全に支障を及ぼさないための技術基準を定めることを目的とする。

1-4 図面作成の留意事項

申請に係る図面作成にあたって、次の項目を記載すること。

- 1) 現況水路の断面サイズ（内空幅B×内空高さH）
- 2) 官民境界線（管理幅員寸法を記載）
- 3) 管理幅員と現況水路の位置関係がわかる寸法線
- 4) 基準高（水路天端高、水路敷高、道路高、申請地計画地盤高等）

第2章 占用橋の許可条件

2-1 設置個所

- ・ 占用橋は、建築基準法に規定する接道義務または都市計画法に規定する当該開発行為に伴い設置する場合、その設置することが妥当と認める場合に許可するものとする。
- ・ 占用橋の設置個所は、土地利用計画上の1区画につき1箇所とする。ただし、利用用途がコンビニエンスストアやガソリンスタンド等の商業施設の場合は、個別に協議するものとする。
- ・ 敷地と敷地の間に水路がある場合で、土地の一体利用を計画している場合は、土

地所有者または土地使用者が同一である場合に限り、「2-2 占用橋の幅の制限」に規定する条件において、占用橋の設置を許可することができる。

2-2 占用橋の幅の制限

- ・ 占用橋として許可する幅は、専用住宅は 4.0m以下、営業用は 6.0m以下とし、いずれも地覆を含むものとする。ただし、利用用途が営業用であっても、土地利用計画上の 1 区画に 4 台以上の駐車場を確保できない場合は住宅用として取り扱うものとする。
- ・ 接道先の道路幅員が 4m未満であり、占用橋を通行する車両が容易に旋回できない場合は、軌道図で確認のうえ、占用橋の幅を 1メートル拡幅できる。
- ・ 営業用で、周辺の交通事情が特殊なため安全対策上必要であると道路管理者が認める場合に限り、占用橋の幅を 1m拡幅できるものとする。
- ・ 大規模開発に伴い設置する占用橋の幅は、都市計画法に規定する当該開発行為に必要とされる既存道路の道路幅員（開発許可事務の手引き P45 表 3-6 都市計画法施行令第 25 条第 2 項及び第 4 項の運用指針参照）まで緩和することができる。

第 3 章 占用橋（暗渠・側溝）設置基準

3-1 断面及び構造の決定

- ・ 現況断面（現況通水断面）以上確保することを原則とする。
- ・ 水路の改修計画が明確な場合は、当該計画断面及び構造形式とする。
- ・ 現状の HWL を確認し、水深が内空高さの 9 割以下となるよう断面（繰り上げ 10 cm丸め）を決める。
- ・ 構造形式は、ボックスカルバート、可変勾配側溝を標準とする。

3-2 暗渠及び側溝の施工基準【別図 1】

- ・ 水路敷高は現況敷高にあわせる。（敷きコンクリート可）
- ・ 道路天端と既設水路天端に高低差がある場合は、占用部分の土砂流出を防ぐために鏡壁（止めコンクリート）を設置する。
- ・ 占用橋が道路天端より低くなる場合は、道路天端にあわせること。（ボックスカルバートに限り表面の舗装可）
- ・ 占用橋が道路天端より高くなる場合は、路面排水について道路管理者と協議すること。
- ・ 基礎コンクリートを施工すること。厚さ及び鉄筋については下記を基準とする。
 - 1) 内空幅が 400 以下のボックスカルバート・・・基礎厚 100 mm、鉄筋無

- 2) 内空断面積が 900×900 以下のボックスカルバート・・・基礎厚 200 mm、鉄筋シングル
- 3) 内空断面積が 900×1000 以上のボックスカルバート・・・基礎厚 250 mm、鉄筋ダブル
- 4) 可変勾配側溝・・・基礎厚 100 mm、鉄筋無
- ・基礎砕石（厚さ 200 mm以上）を施工すること。

3-3 占用橋共通基準

- ・占用橋の両端に地覆（車止め）を設置すること。大きさは、W150 mm×H150 mm以上とし、車道側は車の通行に支障のないように設置すること。
- ・占用長が 6.0m以上の場合は管理者の指示によりグレーチング（600 mm×600 mm以上）を設置すること。
- ・占用橋の位置が水路の会合部または曲折部になる場合は柵を設置すること。
- ・転落防止柵のある水路に占用橋を設置する場合は、地覆に転落防止柵（ガードパイプ等）を設置すること。
- ・通路橋は隣接する通路橋と 1mの間隔を設けて設置しなければならない。隣接する通路橋がない場合は、隣地境界から 50 cmの間隔を設けなければならない。
- ・既存の角落しが占用しようとする橋の下になる場合は、関係機関及び管理者と調整して機能回復を図ること。
- ・官地掘削部（道路敷、水路敷）の埋戻は良質土（山土、RC-40、C-40）とする。
- ・舗装版を撤去する場合は、原形復旧すること。

第4章 占用橋（橋梁）設置基準

4-1 断面の決定

- ・現況断面（現況通水断面）以上確保することを原則とする。
- ・現状のHWLを確認し、水深が橋梁桁下の 8割以下となるよう架設高を決める。
- ・床版は原則コンクリートとする。

4-2 橋梁の施工基準

- ・橋自重及び活荷重が水路の負担にならないように水路天端との離隔を 30 mm以上確保すること。
- ・民地側の橋台は、民地に設置するものとする。ただし、水路構造物と官民境界との間隔が 1m以上ある場合は、協議により水路敷内に設置できる場合がある。
- ・占用橋が道路天端より低くなる場合は、道路天端にあわせること。（橋面の舗装可）
- ・占用橋が道路天端より高くなる場合は、路面排水について道路管理者と協議すること。
- ・民地側の橋台のつま先は、水路断面の内面底より 300 mm離れた位置から 1：1 の影

響線（土のせん断抵抗角 45° ）以下とする。ただし、水路外面より官民境界までの隔離が 300 mm 以下の場合においては、現況水路敷より 200 mm 以上低くする。

- ・道路側の橋台の底面は、現況水路敷以下とする。
- ・橋台を重力式にて施工する場合は、ころび 1 : 0.3 以上とする。
- ・橋台の基礎砕石（厚さ 200 mm 以上）を施工する。

4-3 占用橋共通基準

- ・3-3に同じ

第5章 宅内擁壁施工基準

5-1 擁壁構造の決定

- ・水路構造物天端と宅地地盤高の高低差が 300 mm 以上の場合で、土留を設置する場合は、擁壁構造とする。
- ・滑動・転倒等により水路構造物に直接荷重がかからない構造とする。
- ・構造形式は、L型擁壁を標準とし、その他都市計画法施行規則第27条を満足する擁壁構造とする。

5-2 L型擁壁の施工基準【別図3】

- ・L型擁壁はコンクリート二次製品または現場打ち鉄筋コンクリートとする。
- ・擁壁の底面は、水路断面の内面底より 300 mm 離れた位置から 1 : 1 の影響線（土のせん断抵抗角 45° ）以下とする。ただし、水路外面より官民境界までの離隔が 300 mm 以下の場合においては、現況水路敷より 200 mm 以上低くすること。

第6章 工作物等設置基準

6-1 排水管設置基準【別図4】

- ・排水管は、土地利用計画上の1区画に対して原則1箇所とする。ただし、土地利用計画上やむを得ないと管理者が認めるときは、2箇所以上設置することを認める場合がある。
- ・宅地内に最終柵を設置すること。柵の泥だめ深さは 150 mm 以上とする。ただし、浄化槽の排水のみの場合はこの限りではない。
- ・放流水の水路に敷きコンクリートがない場合は、管を中心に 1m の範囲で、かつ厚さ 100 mm 以上の敷コンクリートを設置すること。（洗堀防止）
- ・排水管の空中設置は認めない。水路畦畔法面に這わせるように設置すること。
- ・必要に応じて 360° 巻コンクリートを設置すること。

- ・水路の側面を削孔し、地中に排水管を設置する場合は、側壁の裏側に厚さ 10 cm 以上で管外面より被り 10 cm 角以上の補強コンクリートを設置すること。(土砂流出防止)
- ・暗渠の側壁を削孔し排水管を設置する場合は、構造に影響がない位置にすること。(ボックスカルバートの場合ハンチ部を避ける、製品の継手部を避ける等)
- ・地表または地中設置にかかわらず、水路の有効断面内には排水管を突出させないこと。(排水管の先端は水路構造物の内面までとする)

6-2 畦畔コンクリート(草止めコンクリート)設置基準【別図3】

- ・コンクリートの厚さを 100 mm とする。
- ・基礎碎石(RC-40~30)の厚さを 100 mm とする。
- ・排水勾配は 5% 以上 10% 以下とする。
- ・延長が 10m 以上になる場合は、10m 毎に目地材(エラストイル等)を設置すること。

6-3 水路横過埋設管(水道管・下水道管)設置基準【別図5】

- ・水路下で横過する占用埋設管の布設位置は、管頂(外面)が現況水路敷より 500 mm 以上深くなるように設置すること
- ・水路下をトンネル掘削する場合は、空洞が残ることのないよう確実に埋戻しを行うこと。

6-4 水路横過工作物(水道管・ガス管等)設置基準

- ・空中及び水路断面(通水断面)内で横過する占用工作物設置は、原則として許可しない。ただし、埋設することが極めて困難な場合に限り、橋梁添架方式等により許可できる場合がある。

6-5 水路横過電線類(電線・通信線等)設置基準

- ・道路に並走している場合は、水路天端より 5m 以上の高さに設置すること。
- ・道路に並走していない場合は、水路天端より 3.5m 以上の高さに設置すること。

第7章 その他

7-1 伏せ越し(オープン水路の蓋掛け)

- ・水路の伏せ越しは、原則として許可しない。

7-2 仮設工事による一時占用

- ・水路に仮橋(鉄板等)を設置する場合は、直接水路構造物に荷重がかかることのない

いように養生すること。(水路構造物と仮橋との離隔を確保する等)

- ・水路断面内に足場等を設置する場合は、水路を傷めないように養生すること。
- ・出水期における水路断面(通水断面)内の一時占用は、原則として許可しない。出水期の規制期間は5月1日から10月31日(6ヶ月間)とする。

7-3 占使用工作物の撤去

- ・許可を受け設置した工作物を撤去する場合は、原形復旧を原則とする。
- ・撤去の際には水路構造物を損傷させないこと。
- ・水路側壁に設置した排水管を撤去した場合は、必ず孔を閉塞すること。

第8章 適用除外

各章に記載の基準等について、現場施工が極めて困難な場合またはその他の理由により、町と協議のうえ、これを不相当と認める場合はこの限りではない。

第9章 附 則

この手引きは、令和4年4月1日申請分より適用する。